

「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト（植物由来物等）」の
改正（案）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 5 月 28 日
厚生労働省 医薬局
監視指導・麻薬対策課

「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト（植物由来物等）」の改正（案）について、令和 7 年 5 月 16 日から令和 7 年 6 月 16 日まで、ホームページを通じて御意見を募集したところ、御意見を 34 件いただきました。

お寄せいただいた御意見の概要及びそれらに対する当省の考え方について、別添のとおり取りまとめましたので、御報告いたします。なお、いただいた御意見等に対する考え方のうち、同様の趣旨のものは適宜集約してお示ししております。

また、本通知案は、パブリックコメントを行ったものから変更がございましたので、その差異を示させていただきます。

今回御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「ブッシュティー」が「ルイボス」に統合されましたが、「ルイボス」はあくまで「ブッシュティー」の一種で、「ブッシュティー」には他にも「ハニーブッシュ」（Cyclopia 属）等が含まれます（「ハニーブッシュ」はハーブティー等一般的に食用として流通しているハーブです）。「ブッシュティー」が「ルイボス」に統合されることで、「ルイボス」以外の「ブッシュティー」が非医薬品リストの掲載外になってしまわないか懸念があります。	ご指摘の「ブッシュティー」については、学識経験者の意見を踏まえ、「ルイボス」と同一の種であり、この学名は <i>Aspalathus linearis</i> (Burm. f.) R. Dahlgren のみであると判断しました。そのため、この学名に対応する名称である「アスパラツス・リネアーリス」に係る他名等として「ブッシュティー」及び「ルイボス」まとめて記載することとしました。また、今般の改正は、既にリストに掲載されている成分本質（原材料）について学名単位で整理を行うも

	<p>「ブッシュティー」はリストに残し、「ハニーブッシュ」等の学名を追加頂きますようご検討ください。</p>	<p>のであるため、新たにハニーブッシュ等の学名の追加は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（以下「非医リスト」という。）は、あくまで「無承認無許可医薬品の指導取締りについて」（昭和46年6月1日付け薬発第476号厚生省薬務局長通知。以下「46通知」という。）に基づき判断した成分本質（原材料）を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質（原材料）を記載するものではありません。現在、専ら医薬品として使用される成分本質（原材料）リスト（以下、「専ら医リスト」という。）及び非医リストに掲載されていない成分本質（原材料）については、46通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造（輸入）、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質（原材料）について、当該リストに掲載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>
2	<p>由来不明なものを削除し、部位・成分・生薬名と植物名が混在していたものを、植物名（学名付き）に統一されたことは明快さの点で高く評価します。ただ、学名を指定したことで、これまで広義に含まれていた類縁植物（コーヒ</p>	<p>ご指摘の「コーヒーノキ」については、非医リストの改正（案）に関する御意見の募集を行った際、同時に掲載した「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト（植物由来等）の</p>

<p>一のロブスタ種、ミツバアケビ及びアケビとミツバアケビの交雑種) がリストからなくなることは危惧します。</p>	<p>記載整備の考え方について」(以下「記載整備の考え方」という。) 3 (2) に基づき、Ylist を参照して、対応する学名は <i>Coffea arabica</i> L. であると判断しており、「ロブスタ種」は含まないと判断して記載整備を行いました。</p> <p>「アケビ」については、日本薬局方を参照し対応する学名は <i>Akebia quinata</i> (Houtt.) Decne. であり、「ミツバアケビ」及び「アケビとミツバアケビの交雑種)」等の交雑種は含まないと判断して記載整備を行いました。</p> <p>なお、非医リストは、あくまで 46 通知に基づき判断した成分本質(原材料)を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質(原材料)を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに収載されていない成分本質(原材料)については、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造(輸入)、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに収載されていない成分本質(原材料)について、当該リストに収載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>
--	---

<p>3</p>	<p>学名を追記し基原が限定されることで、これまで食品として流通してきた同じ一般名称で異なる学名の植物の区分が曖昧になるものが出てくる懸念があります。</p> <p>例えば、以下の植物</p> <p>1. エキナセア : <i>Echinacea purpurea</i> のみが記載されていますが、<i>Echinacea angustifolia</i> DC. も「エキナセア」として日本で流通しています。</p> <p>2. カボチャ : <i>Cucurbita moschata</i> Duchesne のみは記載されていますが、<i>Cucurbita pepo</i> は主に健康食品原材料の「カボチャ」として使用されています。</p> <p>3. チョウセンアザミ (アーティチョーク) : <i>Cynara scolymus</i> L. が記載されていますが <i>Cynara cardunculus</i> L. もチョウセンアザミと呼ばれており、長い食経験があります。</p> <p>これらの基原植物も学名の記載を加えるなど、区分の明確化がされると混乱を避けられるように思います。</p>	<p>「エキナケア」については、改正前の非医リストの「エキナケア」に紐づく他名等の記載(「パープルコーンフラワー/プルプレア/ムラサキバレンギク」)から、対応する学名は <i>Echinacea purpurea</i> のみであると判断して記載整備を行いました。そのため、非医リストにおける「エキナケア」の学名に <i>Echinacea angustifolia</i> DC. は含まないと判断しており、学名の追加は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>「カボチャ」については、記載整備の考え方3(2)に基づき、YList を参照して名称及び学名を判断して記載整備を行っています。ご提案の <i>Cucurbita pepo</i> は、非医リストにおける「カボチャ」には該当しないと判断しましたので、学名の追加は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>「チョウセンアザミ」についても、同様に YList を参照して名称及び学名を判断して記載整備を行っており、ご提案の <i>Cynara cardunculus</i> L. は、非医リストの「チョウセンアザミ」には該当しないと判断しましたので、学名の追加は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、非医リストは、あくまで46通知に基づき判断した成分本質(原材料)を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質(原材料)を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに掲載さ</p>
----------	--	---

		<p>れていない成分本質（原材料）については、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造（輸入）、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質（原材料）について、当該リストに掲載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>
4	<p>今回の改正案に記載されていない、学名の植物については、どのように判断したら良いでしょうか。</p> <p>例えば、食経験が豊富で国内で栽培種としても良く知られるトウビシ（学名 <i>Trapa bispinosa</i>）は、一般的にはヒシノミに該当すると考えられますが、改正案ではその学名が記載されておりません。「<i>Trapa bispinosa</i>」についてはどのように判断されるのでしょうか？</p> <p>※現行リスト No. 625 の「ヒシノミ」について、「ヒシと呼ばれる植物は複数あることから、局外生規を踏まえ 3 つに分割する。」という見直しポイントを挙げられており、改正案として、「オニビシ」「ヒシ」「ヒメビシ」に分けられ、それぞれ学名が記載されています。</p> <p>上記の通り、トウビシ「<i>Trapa bisipinosa</i>」は、すでに食経験豊富なものとして知られております。参考として、添付の「健康・機能性食品の基原植物辞典 p. 626」ヒ</p>	<p>「ヒシノミ」について、記載整備の考え方 3（1）に基づき、日本薬局方外生薬規格を参照し、「ヒシノミ」の基原は「オニビシ」、「ヒシ」、「ヒメビシ」とされていることから、「トウビシ」は非医リストにおける「ヒシノミ」の基原植物ではないと判断して記載整備を行ったため、ご指摘の「トウビシ」は追加せず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、非医リストは、あくまで 46 通知に基づき判断した成分本質（原材料）を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質（原材料）を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質（原材料）については、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造（輸入）、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び</p>

	<p>シノミの項目、「植物の世界4」のヒシ科の項目をご覧ください たきたいと思います。</p>	<p>非医リストに記載されていない成分本質（原材料）について、当該リストに記載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>
<p>5</p>	<p>No.177「カンゾウ<甘草>」について 食品添加物公定書に記載されている食品添加物「カンゾウ抽出物」「カンゾウ油性抽出物」「酵素分解カンゾウ」の基原植物にはカンゾウ (<i>Glycyrrhiza glabra</i>) とウラルカンゾウ (<i>G. uralensis</i>) の他に、チョウカカンゾウ (<i>G. inflata</i>) が含まれている。 したがって、上記3種はいずれも食品として扱われていると考えられるため、チョウカカンゾウ (<i>G. inflata</i>) も記載することが適当ではないか。</p>	<p>ご指摘の「カンゾウ<甘草>」について、その表記から生薬としての「カンゾウ」を意味するものと解され、記載整備の考え方3（1）に基づき、日本薬局方を参照し、改正前の非医リストに掲載されている「カンゾウ<甘草>」に対応する学名は、<i>Glycyrrhiza uralensis</i> Fisch. ex DC) 及び <i>Glycyrrhiza glabra</i> L.) であると判断しました。そのため、それぞれに対応する名称として「ウラルカンゾウ」及び「カンゾウ<甘草>」を掲載することとし、チョウカカンゾウは追加せず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、非医リストは、あくまで46通知に基づき判断した成分本質（原材料）を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質（原材料）を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに記載されていない成分本質（原材料）については、46通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造（輸入）、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに記載されていない成分本質（原材料）につ</p>

		いて、当該リストに掲載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。
6	<p>No. 672 「ベニコウジ」について</p> <p>食品添加物公定書に掲載されている食品添加物「ベニコウジ色素」「ベニコウジ黄色素」の基原生物には、ベニコウジカビ属糸状菌（<i>Monascus pilosus</i> 及び <i>Monascus purpureus</i> に限る。）と記載されている。また、沖縄地域で食される豆腐よう製造に <i>Monascus</i> 属菌が広く使用され、<i>M. pilosus</i> も伝統的に利用されている他、その他の地域においても健康食品や一般的な食品形態に配合する形で利用されている。</p> <p>したがって、ベニコウジとして、<i>M. pilosus</i> も掲載することが適当ではないか。</p> <p>参考資料：シリーズ—地域食品産業振興を図る研究開発（第3回）：紅麴菌を利用した機能性食品素材の開発 https://www.jstage.jst.go.jp/article/nskkk/58/2/58_2_31/_article/-char/ja/</p>	<p>ご指摘の「ベニコウジ」については、学識経験者の意見を踏まえ、改正前の非医リストに掲載されている「ベニコウジ」という和名に対応する学名は <i>Monascus purpureus</i> Went であると判断しましたので、<i>Monascus pilosus</i> は追加せず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、非医リストは、あくまで46通知に基づき判断した成分本質（原材料）を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質（原材料）を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質（原材料）については、46通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造（輸入）、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質（原材料）について、当該リストに掲載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>
7	<p>旧「ケイヒ」について、改正後に「カシアニッケイ」（学名 <i>Cinnamomum cassia</i>）の記載を行うのであれば、食品に多用される「セイロンニッケイ」（学名 <i>Cinnamomum</i></p>	<p>ご指摘の「ケイヒ」について、記載整備の考え方3（1）に基づき、日本薬局方を参照し、対応する学名は <i>Cinnamomum cassia</i> J. Presl と判断し、その名称は「カ</p>

	<p>verum) の収録もある方が良いのではないかと思われた。また、「カシアニッケイ」に「ニッケイ (肉桂)」の記述があるが、「ニッケイ (肉桂)」は通常、日本に自生する学名 <i>Cinnamomum sieboldii</i> を使用したものを指すのではないかと思われる。「カシアニッケイ」(<i>Cinnamomum cassia</i>) について他名等「ケイヒ/シナニッケイ」、「セイロンニッケイ」(<i>Cinnamomum verum</i>) について他名等「シナモン」、「ニッケイ」(<i>Cinnamomum sieboldii</i>) について他名等「ニッキ」を含むような形での項の作成を行うようにした方が良いのではないかと思われる。</p>	<p>シアニッケイ」、他名等は「ケイヒ/ケイ/シナニッケイ/ニッケイ (肉桂)」としました。また、今般の改正は、既にリストに掲載されている成分本質 (原材料) について学名単位で整理を行うものであるため、新たに「セイロンニッケイ」等の学名の追加は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、非医リストは、あくまで 46 通知に基づき判断した成分本質 (原材料) を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質 (原材料) を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質 (原材料) については、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造 (輸入)、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質 (原材料) について、当該リストに掲載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>
8	<p>名称「クロタネソウ」と「ブラッククミン」について、<i>Nigella</i> 属の中で唯一的に食用とされる <i>Nigella sativa</i> は、食品分野において「ニゲラ」「ブラッククミン」と言われて扱われる事があるが、それ以外の種は記載を行わないべきと考える (2 つの項を 1 つにし、名称</p>	<p>改正前の非医リストにおける「ブラッククミン」について、「ブラッククミン」と「ニゲラ」は別植物であるため、記載整備の考え方 2 (4) に則って分離して記載し、それぞれの植物に対応する学名を記載しました。</p>

<p>「ニオイクロタネソウ」学名「<i>Nigella sativa</i> L.」他名等「ニゲラ」「ブラッククミン」にする。)。そして備考において「<i>Nigella sativa</i> 以外の <i>Nigella damascena</i> 等の食用に適さない <i>Nigella</i> 属の種を園芸分野においてはクロタネソウ、ニゲラと呼ぶ事に注意」のような記述を行うべきと考える。</p>	<p>また、非医リストは食用に適した植物を示すことを目的としたリストではなく、備考欄で食用に適しているか否かを説明することは適切でないため、案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>9 改正案のリストでは、ほぼ全てに学名が追加されましたが、記載された学名以外は「医薬品的効能効果を標ぼうしない限り医薬品と判断しない成分本質（原材料）リスト」（以下非医薬品リスト）掲載外になりますか？それとも学名はあくまで参考情報で、事業者判断で食品としての販売が認められますか？</p> <p>例えば、ローズヒップについて、現行は学名の記載がありませんが、改正案では「<i>Rosa canina</i> L.」と記載されています。ローズヒップは様々なバラ科バラ属の果実を指すため、「<i>Rosa canina</i> L.」以外の種もあり、食用として流通しています。「<i>Rosa canina</i> L.」以外のローズヒップが非医薬品リスト掲載外となってしまうと、その他の種のローズヒップを食用として販売することに懸念が生じますので、複数の種の学名を併記するか、リスト内の学名はあくまで参考情報（その他の種も事業者判断で販売可）と明記をご検討ください（ローズヒップに限らず）。</p>	<p>「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いの例示」（令和2年3月31日付け薬生監麻発0331第9号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）にも記載しているとおり、非医リストは、あくまで46通知に基づき判断した成分本質（原材料）を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質（原材料）を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに収載されていない成分本質（原材料）については、46通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造（輸入）、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに収載されていない成分本質（原材料）について、当該リストに収載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>

10	<p>旧「シソ」改正後「エゴマ」について、「シソ」と「エゴマ」は分けるようにされたい。成分が異なるし（エゴマにはペリラケトンが多い。）、風味も異なるのであり、「シソ」商品「エゴマ」商品「(エゴマ種子から絞った)エゴマ油」「(シソ種子から絞った)シソ油」が実際に市井でそれぞれ商品として存在しているのであるが、市井を混乱させないでいただきたい。また、重ねて言うが、成分が異なる。現時点ではシソもエゴマも同じ種（<i>Perilla frutescens</i>）の扱いであるが（エゴマが基本種とされている。シソは変種（<i>P. frutescens</i> var. <i>crispa</i>）の扱い。）、日本において多様されるシソについて（しつこく言うが、エゴマとは成分に異なりがある。）、エゴマとの混同を発生させるような記載は行わないようにしていただきたい。適切な記述を行おうとするのであれば、名称「エゴマ」については他名等の記述を削除し、備考に「シソ（<i>Perilla frutescens</i> var. <i>crispa</i>）とは区別する。」という記述を行い、項として名称「シソ」学名「<i>Perilla frutescens</i> var. <i>crispa</i>」の項を設けるべきと考える。好んで混乱を撒き散らし、色々な人を混乱させあるいは不愉快にさせようとしているのかもしれないが（厚生労働省に全くそういう振る舞いが無いかというと、あるであろう。）、そういう事は行わないようにされたい。エゴマとシソは分けて記述を行</p>	<p>非医リストは基原植物の種ごとに記載することを基本としており、ご指摘の「シソ」及び「エゴマ」は同種であることから、「シソ」と「エゴマ」を分けて記載せず、案のとおりとさせていただきます。</p>
----	--	--

	<p>うべきものである。必要な分別は無くさないようにされたい。</p>	
11	<p>名称（基原植物名）は公定書である日本薬局方に合わせられたい。例えば、ニンジンの基原植物名は変更不要と考える。また、カンゾウはウラルカンゾウのみ示されているが、日本薬局方では「その他同属植物」を許容しているため、属名とするか、流通実態のある基原植物を追加されたい。</p>	<p>ご指摘の「ニンジン」については、非医リストにおいて、改正前の名称としては「オタネニンジン」、改正後の名称としては「チョウセンニンジン」を指すものと思料いたしますが、こちらは改正前の名称が「オタネニンジン」という植物名を意味すると解され、記載整備の考え方3（2）に基づき、改正後の名称にはYListに掲載されている和名（「チョウセンニンジン」）を採用しております。</p> <p>また、ご指摘の「カンゾウ」について、その表記から生薬としての「カンゾウ」を意味するものと解され、記載整備の考え方3（1）に基づき、日本薬局方を参照し、改正前の非医リストに掲載されている「カンゾウ<甘草>」に対応する学名は、<i>Glycyrrhiza uralensis</i> Fisch. ex DC) 及び <i>Glycyrrhiza glabra</i> L.) であると判断し、それぞれに対応する名称として「ウラルカンゾウ」及び「カンゾウ<甘草>」を掲載することとしました。</p> <p>なお、非医リストは、あくまで46通知に基づき判断した成分本質（原材料）を例示するものであって、食経験のある全ての成分本質（原材料）を記載するものではありません。現在、専ら医リスト及び非医リストに掲載さ</p>

		<p>れていない成分本質（原材料）については、46 通知の別紙「医薬品の範囲に関する基準」に御留意の上、事業者の判断によって製造（輸入）、販売等を行うことを、直ちに妨げるものではありません。また、専ら医リスト及び非医リストに掲載されていない成分本質（原材料）について、当該リストに掲載することを希望する場合には、厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課にその判断を求めることができる旨申し添えます。</p>
12	<p>名称「オートムギ」は従前どおり名称「エンバク」を基本の名称としていた方が良いのではないかと考える（変える理由が思いあたらない。なお市井においては通常「オートムギ」よりも「オーツ麦」の方が商品名称・広告における表記としてよく見る事を述べておく。）。</p>	<p>ご指摘の「オートムギ」については、記載整備の考え方の2（1）に基づき、名称には成分本質（原材料）の植物の名称（和名）を記載し、その和名は、記載整備の考え方の3（2）に基づき YList に掲載されている和名（「オートムギ」）を採用することとしているため、案のとおりとさせていただきます。</p>
13	<p>オタネニンジンの名称をチョウセンニンジンに変更していますが、日本薬局方生薬各条でニンジンの植物名をオタネニンジンとしていることと不整合となり、混乱を招くので、元のままとしていただきたい。</p>	<p>ご指摘の「チョウセンニンジン」については、記載整備の考え方の2（1）に基づき、名称には成分本質（原材料）の植物の名称（和名）を記載し、その和名は、記載整備の考え方の3（2）に基づき YList に掲載されている和名（「チョウセンニンジン」）することとしているため、案のとおりとさせていただきます。</p>
14	<p>現行リスト No. 79「インドナガコショウ」、361「ジャワナガコショウ」について インドナガコショウ（Piper longum）の部位が果穂から果実に変更とされているが、この植物とジャワナガコ</p>	<p>ご指摘の「インドナガコショウ」及び「ジャワナガコショウ」に係る部位等について、果穂は果実の一形態であることから、改正前の非医リストに記載されていた果</p>

	シヨウ (<i>P. retrofractum</i>) (部位：果実) は近縁の植物であり、どちらも果穂の状態が流通し、粉碎したものが香辛料として流通・使用されるため、どちらの品目についても、部位を果穂と収載することが適当ではないか。”	穂を包含するものとして、果実に記載の変更を行いましたので、案のとおりとさせていただきます。
15	名称「ガジュツ」は他名等に「ムラサキウコン」という記述があると良いのではないかとと思われる。	今回の非医リストの改正は、学識経験者による検討を踏まえ、学名の記載を追記する等の見直しを行ったものであり、他名等については記載整備の考え方の4に記載のとおり、既存のリストに存在する名称のうち、「名称(和名)」に記載しないものを記載することとしているため、案のとおりとさせていただきます。
16	名称「ウコン」は他名等に「アキウコン/ターメリック」という記述があると良いのではないかとと思われる。	
17	名称「セイヨウイラクサ」について他名等に「ネトル」を記述した方が良いのではないかとと思われる。	
18	名称「ハッカ」について、 <i>Mentha canadensis</i> L. (Syn. : <i>Mentha arvensis</i> , L. var. <i>piperascens</i> Malinv. ex Holmes) のものを指そうとするのであれば、他名等に「ニホンハッカ/コーンミント」を加えた方が良いのではないかとと思われる。	
19	名称「ハマナス」について、こちら(他方は「カニナバラ」)には「ローズヒップ」の記述が無くてよいのであろうか?と思われるのであるが、どうなのであろうか。	
20	名称「イノンド」について他名等に「ディル」の記述があるべきと考える。	
21	名称「ハナハッカ」には他名等に「オレガノ」があった方が良いのではないかとと思われる。	

22	<p>名称「セイヨウワサビ」の他名等に「ホースラディッシュ」の記載があった方がよいのではないかと思われた。</p>	
23	<p>名称「シオデ属」の他名等に「サルサ」とあるが、この略語は中南米の調味料「サルサ」と飲食関係においての記述で文字列的に全く被ってしまうので望ましくないと考える。本項の「サルサ」は「サルサパリラ」(Sarsaparilla)の略語と思われるのであるが、「サルサ」などと略さずに「サルサパリラ」という記述を行った方が誰もが平穩で幸せになると考える。他名等の「サルサ」という記述は「サルサパリラ」に改められたい(そもそも何故「サルサパリラ」ではなくその略語の「サルサ」で収録していたのか謎である。そういう事をするのはあまり良くない事と思われるのであるが。)</p>	
24	<p>名称「セージ」について、<i>Salvia</i> 属の中の種 <i>Salvia officinalis</i> L. を通常「サルビア」と言う事は無いと思われるので(様々な「セージ」「サルビア」の語尾を付けて呼ばれる色々な種の植物が同じ <i>Salvia</i> 属に属するが、「サルビア」というと通常 <i>Salvia splendens</i> の事を指すのではないかと思われる。)、他名等の「サルビア」の記述は消してよいのではないかと思われた。</p>	<p>今回の非医リストの改正は、学識経験者による検討を踏まえ、学名の記載を追記する等の見直しを行ったものであり、他名等については記載整備の考え方の4に記載のとおり、「名称(和名)」に記載しないものを記載することとしているため、ご意見にある他名の削除は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p>
25	<p>名称「セイヨウサンザシ」の他名等の記述がおかしいように思われるのであるが、どうか(使われなくなった、あるいはまだ使われている)学名のシノニムを書く</p>	

	欄ではないのではないかとと思われるのであるが。そういうのは植物学の領域の話として遠ざけてよいのではないかとと思われる。）	
26	<p>名称「マイタケ」(<i>Grifola frondosa</i> (Dicks.) Gray) について、他名等にある「シロマイタケ」は本来的には同族別種の <i>Grifola albicans</i> Imazeki を指すもののようであるが、それらについて、同一種・シノニムの関係であるとの判明が無い状況で他名等に「シロマイタケ」という記載を行うのは不適切なのではないかとと思われる。</p> <p>「シロマイタケ」の記載は削除した方がよいのではないかとと思われる。(なお、市井において販売されている「白まいたけ」というような名称の商品は、どうやら商品開発方法からすると、マイタケ (<i>Grifola frondosa</i> (Dicks.) Gray) の色の薄い株を選別して育てたものであるようである(ただし、実はマイタケとシロマイタケの完全な分離が行われておらず、途中で子実体を発生させる菌がシロマイタケに切り替わってしまっている可能性もあるかもしれない(この場合、「白まいたけ」はマイタケではなくシロマイタケの子実体である。))。)) まあ、おそらく現状、「シロマイタケ」の記述は「マイタケ」の項において行わない方が無難であるのではないかとと思われる。</p>	
27	No. 559 「乳酸菌」について	「乳酸菌」については非医リスト(植物由来物等)の改正の前後で名称の変更はなく、その対象範囲も変わる

	<p>学名の欄には※2とあり、学名の特定ができなかったものとし、「名称の示す範囲が広い物に対応する」とされているが、他名等の箇所には「アシドフィルス菌/ラクトバチルス属/ストレプトコッカス属」と記載されている。</p> <p>乳酸菌とされる菌は「アシドフィルス菌/ラクトバチルス属/ストレプトコッカス属」よりも広範な菌種が含まれると考えられるため、他名等には属名ではなく、より広範な分類群を記載するか、他名等の記載を削除し、備考に乳酸菌の定義を記載する等を行うことが適当ではないか。</p>	<p>ものではありません。一方、他名等については、記載整備の考え方の4に記載のとおり、既存のリストに存在する名称は、原則として改正後リストにも記載しておりますので、ご意見にある他名の修正・削除は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p>
28	<p>名称「コロハ」（部位等 種子）については他名等に「フェヌグリーク」の記載をした方が良いのではないかとと思われる。（なお、葉もよく食用にされるはずだが、記載は種子だけでよいのであろうか？少し疑問に思われた。）</p>	<p>今回の非医リストの改正は、学識経験者による検討を踏まえ、既存の成分本質（原材料）に係る学名の記載を追記する等の見直しを行ったものであり、他名等については記載整備の考え方の4に記載のとおり、既存のリストに存在する名称のうち、「名称（和名）」に記載しないものを記載することとしているほか、部位等についても、既存の非医リストから対象範囲を変更するものではありませんので、ご意見にある他名又は部位の追加は行わず、案のとおりとさせていただきます。</p>
29	<p>名称「ヤマノイモ」は他名等に「ジネンジョ」を加えた方が良いのではないかと思われた。なお、名称「ナガイモ」もであるが、部位等について「根茎」に加えて「球芽（ムカゴ）」もあった方が良いのではないかと思われた。</p>	
30	<p>名称「アシタバ」は茎も食用とされうるので記述があると良いのではないかとと思われる。</p>	
31	<p>名称「ショウガ」について他名等「ショウキョウ/カンキョウ」とあるが、カンキョウについて備考に「カンキ</p>	<p>非医リストは、生薬で使用される場合の定義を示すことを目的としたリストではなく、備考欄でそれらを説明</p>

	<p>ヨウは蒸してから乾燥させたもの」という記述があった方が良いのではないかと思われる（漢方・中医においては効果が異なるものとされているはずであるし。あまり知識の無いものが蒸して乾燥させていないものを「カンキョウ」として記載を行ったりすると好ましくないし、一応の注意書きとして備考にそのように書いていた方が良いのではないかと思われる。）。</p>	<p>することは適切ではないため、案のとおりとさせていただきます。</p>
32	<p>名称「キョウチクトウ」について「花」の掲載があるが、植物体全体について不適格として記載から除外した方が良いのではないかと考える。</p>	<p>今回の非医リスト（植物由来物等）の改正は、学識経験者による検討を踏まえ、既存の成分本質（原材料）に係る学名の記載を追記する等の見直しを行ったものであり、個別の成分本質（原材料）に係る収載の是非について見直しを行ったものではありませんので、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、専ら医リスト及び非医リストについては、46 通知別添 1「食薬区分における成分本質（原材料）の取扱いについて」に基づき、今後、新たな安全性に係る知見等により、必要に応じて非医リストの変更をすることがある旨申し添えます。</p>
33	<p>名称「アジサイ」は毒性があるので収録を廃止した方が良いのではないかと考える。</p>	
34	<p>新規機能性表示食品の届出の際、薬事該当しないことについて、都道府県薬務課の見解を求められるため、今後も非医リストの充実をお願いします。</p>	<p>御意見ありがとうございます。頂いた御意見を今後の施策の参考にいたします。</p>

意見公募手続を実施した通知案と定めた通知との差異

変更前	現行					改正案				
	現行リスト No.	名称	他名等	部位等	備考	名称	学名	他名等	部位等	備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	159	カミツレ	カモミール	小頭花		カミツレ	<i>Matricaria chamomilla</i> L.	カモミール	頭花	(略)
	(修正)									
	160	カムカム		果実		ミルキアリア・ドゥビア	<i>Myrciaria dubia</i> (Kunth) McVaugh	カムカム	果実	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
変更後	現行					改正案				
	現行リスト No.	名称	他名等	部位等	備考	名称	学名	他名等	部位等	備考
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	159	カミツレ	カモミール	小頭花		カミツレ	<i>Matricaria chamomilla</i> L.	カモミール	頭花	(略)
		カミメボ	ホーリー	葉		カミメボ	<i>Ocimum</i>	ホーリー	葉	

		ウキ	バジル、 トウルシ 二			ウキ	<i>tenuiflorum</i> L.	バジル/ トウルシ 二			
160	カムカム			果実		ミルキア リア・ド ウビア	<i>Myrciaria dubia</i> (Kunth) McVaugh	カムカム	果実		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

※この他、修辞上の形式的な修正を行いました。